

しるべ通信

第19号(2020年初夏号)

しるべ総合法律事務所 令和2年5月22日発行
460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-27

ご挨拶

しるべ通信の令和2年第1号通算第19号をお届けいたします。

今号もまた諸般の事情で発行が遅れましたことを重々お詫び申し上げます。

その間3月に当事務所には新しい弁護士1名が入所しました。司法修習修了後東京の法律事務所で2年余りの経験を積んだ後、地元に移転してきた気鋭の間瀬大輝弁護士です。皆様には是非ともよろしくご支援を頂きますようお願いいたします。

ご承知のとおり、世界が新型コロナウイルス一色に塗り潰されています。愛知県は緊急事態宣言下で特定監視都道府県に指定され、県民の外出自粛と諸業種の休業協力の要請などの緊急事態措置がとられました。事業者と勤労者は経済的犠牲と精神的な負担を被ることになりました。いわゆる三密の機会を避けるため民事の裁判の期日はほとんどが取消されました。当事務所も4月17日以降、裁判関係事務の減少と事務局員の感染予防への対応として交代による在宅待期をさせるとともに業務時間の短縮を実施することとなりましたが、一部の皆様にはご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

今般、愛知県は最近の新規感染者数の減少など地域の特徴に照らして緊急事態宣言の対象から除外されましたが(岐阜県及び三重県も同様)、愛知県はこれまでの緊急事態措置は一部緩和はするものの、5月末までそのほとんどを継続することになりました。県民としても感染拡大の危険を回避することが必要ですので、当事務所の業務時間の短縮は同様に5月末まで継続することといたします。皆様には引き続き何かとご不便をおかけすることになりますが、何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

日本において新型コロナウイルスの感染者が発生して以来、医療そのものをはじめ感染防止に関わる各種の業務(ゴミ収集も関与しているでしょう。)に携わる多数の方々が、業務に対する十分な設備や備品がない状況のもと、自らの感染の危険にさらされ体力的精神的な限界におかれながらも、職務を全うしようと努力を続けておられることに心から敬意を表します。これらの方々に感謝や激励の気持ちを伝えるべく多くの市民がSNSやその他の手段を講じているのも人間性の当然の発露と思います(外国でも変わらないようです)。災難は人の絆を太くするものかも知れません。

(弁護士 相羽洋一)

相続問答あれこれ (17)

相続法の改正について(3)

弁護士 鷲見 弘

Q 1 この度、相続に関しての法律(民法の一部)が改正された点についていろいろ伺ってきましたが、その他にどんな点が改正されたのでしょうか。

A まだいろいろあります。遺留分もその一つです。

Q 2 遺留分というのは今までに伺ったことはありませんが、どんなことでしょうか。

A そうですね。私からはまだご説明したことはありませんが、実はこのしるべ通信の2013年錦秋号で横江弁護士が「遺留分について」という題で既にご説明したことはあるのですが、かなり前のことですからもう一度遺留分とは何かというところからお話しする必要がありますね。

遺留分というのは、法定相続人のうち被相続人の兄弟姉妹以外の相続人即ち配偶者、直系卑属(子、孫等)、直系尊属(父母、祖父母等)に認められた権利で、被相続人の遺産に対する一定の割合の財産の相続を保障するものです。もう少し具体的に説明すると、被相続人が亡くなる前の一定期間内に本来相続財産の一部となるべき財産を他の者に贈与したり、あるいは遺言で遺贈したり、又は特定の相続人に過大な相続分を与えて、その結果遺留分をもつ相続人の遺留分が残らなくなった場合などに、それらの受取人に対し遺留分侵害としてその侵害部分の取戻請求ができるという権利です。被相続人の家族からすれば自分たちの協力があつて蓄積された財産という思いがある場合も多く、実際にもそのような面が認められますから、被相続人の家族には遺産に対する潜在的持ち分を認めようという考えが根拠になっていると思われま

Q 3 それでは、各遺留分権利者の相続財産に対する具体的割合はどうなっていますか。

A まず、相続財産から債務を差し引いて、それに対して直系尊属のみが相続人である場合は3分の1、それ以外の場合は2分の1です。そして相続人が何人かある場合はこれに各自の法定相続分を掛け合わせた分がそれぞれの遺留分ということになります。

たとえば、被相続人に配偶者と子ども2人の相続人があれば、遺留分は2分の1で、各相続人の遺留分が配偶者の法定相続分が2分の1、子どもは各4分の1ですから、それぞれこれを掛け合わせて、配偶者は4分の1、子どもは各8分の1になるわけです。

Q 4 ところで贈与は一定の期間内のものに限られるとのことでしたが具体的にはどんな期間の贈与が対象になるのでしょうか。

A 原則として相続開始前の1年間(相続人に対する贈与については10年間)にしたものに限られますが、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与した場合は1年よりも前のものも含まれます。

遺留分権利者に損害を与えることを知るといふのは、必ずしも損害を与えようという目的があることは必要はなく、贈与の時の贈与者の全財産に占める贈与財産の割合、贈

与の時の贈与者の年齢や健康状態、贈与後に贈与者の財産が増える可能性などを総合的に検討して、将来贈与者の死亡時に遺留分権利者に損害を与える可能性が大きい事情を知っているといえる場合をいうとされています。

Q 5 ところで今回の改正ではどの点が変わったことになりますか。

A これまでは、遺留分を侵された相続人は、これを侵害することとなった贈与又は遺贈の減殺（取消）を請求できるとされていました。そのためたとえば不動産の贈与を減殺するときは現物返還を求めることが原則となっていました。これが侵害した遺留分の価額に相当する金銭の請求ができると改められました（1046条）。これまで遺留分減殺請求権と呼ばれていたのを遺留分侵害額請求権と呼ぶことになったのです。

Q 6 それは、現実にはどのような意味があるのでしょうか。

A たとえば、これまでの場合は不動産の贈与について遺留分減殺請求した場合、複数の遺留分権利者があると、各遺留分権利者の減殺する遺留分はその不動産の一部となるため、相続人間において不動産の共有という結果になって、その後の処理が難しくなるという難点がありました。それが、改正によって金額の支払いを受けられることになりましたから、請求後の処理がとても簡単になったわけです。

Q 7 不動産等の共有関係が生じてややこしくなるより最初から遺留分の取り戻しを金銭債権にしてすっきりさせるということでしょうか。

A そういうことですね。もっとも改正前でも、減殺請求を受けた相手が、減殺を受けるべき限度において贈与または遺贈されたものの価額を弁償して返還の義務を免れることができるという規定はありましたから、請求を受けた方からはその方策をとることは可能だったのですけれどね（請求する者は金銭請求を選択することができませんでした）。

Q 8 不動産を遺贈されたけれど金銭を遺贈されていないため金銭の支払いができない場合はどうしたらいいのでしょうか。

A その場合は、裁判所に請求して、請求された金額の全部又は一部の支払いについて相当の期限の猶予を求めることができます（1047条5項）。

Q 9 ところで遺留分をあらかじめ放棄することもあるということも聞きましたが、それはどんな場合でしょうか。

A そうですね、例えば父親が子供の1人に対し生計の資として相続分に匹敵するような高額の資金を与えた時に、後で相続の際に残りの財産のほとんどを他の子供に相続させる遺言を書く場合、亡くなった時に子供同士で揉めないように、予め最初に資金を与えた子供に遺留分をあらかじめ放棄する手続きをしてもらうような場合があります。

Q 10 そうですね。法律というのはいろいろな場合を想定してよく考えて作られているんですね。

A そうですね。

なお、遺留分の問題ではありませんが、改正規定に基づいて、遺産分割前に自ら預金の払い戻しをした相続人は、調停か審判が係属していることが多いでしょうが、相続分の一部を先取りしたことになりますから、その旨を審判や調停の場で正直に申し出る必要がありますのでお忘れなく（家事事件手続規則102条1項4号、127条参照）。

消滅時効について

弁護士 原 田 彰 好

改正された民法が2020年4月1日から施行されています。ここでは、そのうち消滅時効に関して重要な点をまとめてみました。ただ、以下に記載しなかった改正点もあるので、問題がありそうだと思うときは、早めにご相談いただくと良いと思います。

第1 消滅時効期間について

1 消滅時効は、権利を行使しないまま一定期間が経過した場合に、その権利を消滅させる制度と定義されています。この制度を認める理由としては、(i) 長期間の経過により証拠が散逸し、自己に有利な事実関係の証明が困難となった者を救済する、(ii) 法律関係の安定を図る、(iii) 権利の上に眠る者は保護しない、などとされています。

この消滅時効の期間についてこれまで様々な規定があつて煩雑だったことなどから今般改正されることになりました。

2 改正法(166条1項)では、一般的な債権の消滅時効の期間の定めを単純化して、以下の2種類だけにしました。改正前の1～3年の短期消滅時効や商法による商事時効(5年)は廃止されています。

(i) 権利を行使することができることを知った時から5年の経過により消滅する。

(ii) 権利を行使することができることを知らなくても、権利を行使することができる時から10年が経過したときに消滅する。

この消滅時効期間は、取引上重要なものですので、次のような具体的適用の知識とともに是非とも記憶しておいて下さい。

なお、個人間のお金の貸し借りなどで返済の期限を明確に定めないときは、貸し借りのその瞬間から「権利を行使することができる」(お金の返還が請求できる)ので、貸し借りの時が上記の「権利を行使することができることを知った時」ということになります。

そうすると、例えば個人間のお金の貸し借りについては、これまで10年間は時効により消滅しないということでしたが、今回の改正により原則5年間で時効は完成してしまうことになるので、注意が必要です。

会社などに関する商法の消滅時効5年の規定が廃止されましたが、事業などによる商事債権についても改正民法の規定が適用されるので、事実上、事業等による債権の消滅時効期間5年間という点は変わらない場合が多いでしょう。

3 なお、人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権については、前記(ii)の10年間は20年間に延長されています(167条)。

4 不法行為に基づく損害賠償請求権(契約の不履行など以外の事故や事件などで生じた損害賠償請求権)については、原則として損害及び加害者を知った時から3年で時効消滅となります。例外として、不法行為に基づく人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権につい

ては損害及び加害者を知った時から5年と延長されています(724条の2)。

損害又は加害者のいずれかが知れない場合に不法行為の時から20年の経過によって時効により消滅するという点は改正前と変わりありません(724条)。

第2 時効の完成猶予と更新

旧法は、時効の完成が阻止される場合を、時効の「停止」、「中断」という概念で規定していましたが、改正法ではこれを「完成猶予」(一定の事由のあるときは原則としてその事由が終了するまで時効が完成しない)、「更新」(一定の事由があるときはその事由が終了したときから新たに時効が進行する)という概念で整理し、それぞれの場合について細かく規定しました。

1 裁判上の請求等(147条)

①裁判上の請求、支払督促、民訴法275条1項の訴え提起前の和解、民事調停、家事調停、破産手続参加の場合は、これらの事由が終了するまでは(もしくはこれらの手続によるも権利が確定しなかった場合は、その終了から6か月経過するまでは)、時効は完成しません(完成猶予)。

②これらの手続の結果(確定判決等により)権利が確定したときは、時効は新たに進行を始めます(更新)。

2 強制執行等(148条)

①強制執行、担保権の実行、民事執行法195条による競売、同法196条の財産開示手続の場合は、これらの事由が終了するまでは(もしくは申立の取下げ等による終了の場合は、その終了から6か月経過するまでは)、時効は完成しません(完成猶予)。

②これらの手続が取下げ等されることなく終了したときは、時効は新たに進行を始めます(更新)。

5 仮差押え、仮処分(149条)

仮差押え、仮処分の場合は、これらの事由の終了した時から6か月経過するまでは、時効は完成しません(完成猶予)。

6 催告(150条)

催告(履行を請求すること)は、その時から6か月経過するまでは、時効は完成しません(完成猶予)。

7 協議を行う旨の合意(151条)

権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、

(i) その合意から1年を経過した時

(ii) その合意で定めた協議期間(1年未満であること)を経過した時

(iii) 当事者の一方の協議の続行拒絶の書面による通知の時から6か月を経過した時

のいずれか早い時まで時効は完成しません(完成猶予)。

8 権利の承認(152条)

権利の承認(債務者が権利の存在を認めること)があったときは、時効は新たに進行を始めます(更新)。

無罪判決のご報告

弁護士 成瀬 玲

1 この4月に長女が小学校1年生になりました。入学式の際、校長先生が「明日は始業式、明後日からは学校が始まります。」と挨拶をされており、コロナ禍の中で不安はありつつも、「いよいよ新学期」と親子ともども期待をしていましたが、急な方針転換となり、入学式以降、授業がない状況が続いています。また、小学校3年生になった長男については、4月に始業式が1日だけはあったものの、3月始めから授業がありません。

4月以降の学校休業の判断は別としても、突然としか言い様のない、総理大臣による3月の学校休業要請については、果たして子どもの教育を受ける権利が憲法上の権利（憲法26条1項）であることを理解・認識し、十分に検討をした上での判断だったのでしょうか。率直なところ、私としては大いに疑問を持っています。

「新学期9月開始案」も浮上するなど、今後も見通せない状況ですが、子どもの教育を受ける権利に十分に配慮された判断がなされることを、1人の親として、心から願っています。

2 前置きが長くなってしまいましたが、昨年12月に私が担当していた刑事事件で無罪判決を獲得したことをご報告させていただきます。

事案は、いわゆる「オレオレ詐欺」の共犯者というものです。少々、複雑な事案ですが、私が担当していた被告人（以降、「甲さん」とします。）は、甲さんが勤務する会社の社長の指示により、「Bから依頼を受けたAさんという人を管理する仕事」、具体的には、「Aさんは、男の指示で、ある会社の社長の自宅を訪問し、社長の節税対策で、キャッシュカードを預かり、現金を下ろすことになっている。ついては、Aさんが、男の指示内容を電話で報告してくるので、甲さんからその内容をBに報告してくれ。」という仕事を担当することになりました。少々、怪しげな仕事なので、甲さんも心配になり、社長に「本当に大丈夫な仕事なのか。」と尋ねますが、社長が「大丈夫。」と言うので、甲さんは引き受けました。

そして、「割の良いバイト」だと思っていたAさん、まさか自分がオレオレ詐欺の受け子になるとは思っていなかったのですが、男の指示で訪問したお宅に居たのは、社長ではなく、お祖母さん。明らかに聞いていた話と違い、ここでAさんは、自分が受け子にされていることに気がつきます。しかし、最近のオレオレ詐欺はかなり組織化されており、受け子のAさんの監視役の男も近くにおり、Aさんは、逃げたり、止めたりすることもできません。

また、甲さんも事前に聞いていた話とは違うものの、会社の仕事としてやっており、甲さん自身に決定権などないことから、Aさんに「止めろ。」とも言えません。そして、依頼者であり、報告相手のBに話しても、Bは「確認中。良く分からない。」と答え、とぼけるばかり（Bは黒幕と繋がっており、元々Aさんが受け子になることを知っていました。）。そうこうしているうちに、Aさんは再度男から指示され、今度は公園で騙されてAさんを待っていたお祖母さんから200万円ほどの現金を受け取ってしまいました。

この結果、甲さんは、Aさん達と共謀してお祖母さんから200万円を騙し取ったとして、Aさんと一緒に詐欺罪の共謀共同正犯として検察官に起訴されてしまいました。

3 ここで少し共同正犯・共謀共同正犯についてご説明をします。

共同正犯（刑法60条）というのは、複数の者が一緒に犯罪を行った場合にはその者達全員が正犯になるというものです。例えば、2人で強盗を行うことを計画し1人が脅して現金を奪う役もう1人が見張り役をしたという場合、見張り役の者も含めて2人ともが強盗罪の共同正犯となります。1人で強盗を行うよりも2人以上で「協力」して行った方が簡単で成功し易くなります。そこで、犯罪を抑止するという観点から、その者が行った行為が、「見張り」で、それだけ見れば「強盗」とは言えないような行為であったとしても、他の者と同じように、共同正犯として強盗罪が成立することになります。

そして、共謀共同正犯というのは、特定の犯罪を行うことの謀議（共謀）をし、他人の行為を利用して自らの犯罪を行うという意思を実現した場合には、その共謀をただけの者も共同正犯となるというものです。例えば、暴力団の組長が敵対する暴力団の組長を殺害することを手下らと共謀し、自らは手を下さずに手下らに実行をさせたという場合に、殺害を実行した者達については当然共同正犯が成立しますが、共謀しただけの組長についても同じように共同正犯が成立するというものです。共謀共同正犯は、本来は最も刑事責任の重いはずの黒幕についても実行をした手下達と同じように共同正犯として処罰しようという価値判断から、共同正犯の一つの種類として判例上認められているものです。

甲さんは、Aさんから電話連絡を受けていただけですが、「Aさんが受け子であることが分かった後もAさんからの電話連絡を受け続けていた。これはAさん達との共謀にあたる。」から詐欺罪の共謀共同正犯だというのが検察官の主張です。

しかし、甲さんからすれば聞いていた話と違い単に巻き込まれてしまっただけであり、オレオレ詐欺をAさんたちと一緒に実行しようと考えたことなどなく、共謀は全くありません。そのため、「共謀した事実はない。」として争いました。そして裁判所も甲さんの主張を認め甲さんに対して無罪の判決を出しました。

- 4 捜査段階から甲さんの弁護人となった私は、この件については検察官が持っていると推測される証拠からすれば起訴されずに終わり（不起訴）、甲さんが裁判を受けることはないという見通しをもっていました。しかし、予想外に起訴をされてしまったことから正直少々焦りましたが、無罪判決にすることができてホッとしました。

ただ、甲さんは、平成31年2月中旬に逮捕されて以降否認をしていたことからなかなか保釈も認められず、保釈が認められたのは令和元年7月下旬でした。したがって、甲さんは5か月以上にも亘って無罪となる事実に基づいて身柄拘束を受けることになったのです。また、判決は令和元年12月上旬でしたから、保釈後も「有罪判決を受けるのではないか」という非常に大きな精神的負担を負いながら生活をされておりました。このような甲さんの立場を思うと、到底「無罪判決で良かった」という気持ちにはなれません。

オレオレ詐欺は卑劣な犯行であり、また暴力団の資金源にもなっているものですから、厳しく罰する必要があることには異論はありません。ただ、そのために今回の甲さんのような方が出ることは許されることではなく、証拠関係からすれば、甲さんを起訴した検察の判断は間違いだったと、私は思います。

国家権力というのは、常に正しく行使されるものではなく間違ふことが多々あります。今回の事件を通して、私も改めてこのことを痛感したところです。

他人が撮影した写真を無断でイラストにすると…

弁護士・弁理士 相羽 洋一

1 写真も著作物

写真は、カメラマンが主題の決定、被写体・構図・カメラアングル・光量・シャッターチャンス等の選択をすることで創作性が認められますから、著作物性が肯定されます。写真について特別な技能を持たない人がスマートフォンで風景などを撮影しても、その写真は著作物と認められます。

しかし、例外的に、書面や画像を複写するためなど誰が撮影しても同様の写真になるような場合は著作物性を否定されます。版画の写真について「原作品がどのようなものかを紹介するための写真において、撮影対象が平面的な作品である場合には、正面から撮影する以外に撮影位置を選択する余地がない上、技術的な配慮も原画をできるだけ忠実に再現するためにされるものであって、独自に何かを付け加えるというものではないから、そのような写真は、『思想又は感情を創作的に表現したもの』ということとはできない。」とする裁判例があります（東京地方裁判所平成10年11月30日判決）。

では、写真を元に絵を描いた場合には、写真についての著作権を侵害するのでしょうか。京都の祇園祭の写真集の中の写真に依拠して、若干のデフォルメを加えながら水彩画を制作してポスターなどにした広告会社に対して、当該写真の撮影カメラマンから損害賠償請求をした事件の判決（東京地方裁判所平成20年3月13日判決）では、当該写真を著作物と認めたとえ、さらに「本件水彩画においては、写真とは表現形式は異なるものの、本件写真の全体の構図とその構成において同一であり、また、本件写真において鮮明に写し出された部分、すなわち、祭りの象徴である神官及びこれを中心として正面左右に配置された4基の神輿が濃い画線と鮮明な色彩で強調して描き出されているのであって、これによれば、祇園祭における神官の差し上げの直前の厳粛な雰囲気を感じさせるのに十分であり、この意味で、本件水彩画の創作的表現から本件写真の表現上の本質的特徴を直接感得することができる」として翻案権の侵害を認めています。（翻案というのは「既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することができる別の著作物を創作する行為をいう」とされます。著作権法27条、最高裁平成13年6月28日判決「江差追分事件」）

2 他人の写真を大幅にデフォルメしたイラストを制作したら

ところが最近、写真の素材集CDの写真（カラー、次頁の左の図）に依拠して無断でこれを大幅にデフォルメしたイラストを制作した行為について、写真の著作物性を認めながらも著作権侵害に当たらないとする判決が出ました（東京地裁平成30年3月29日判決）。イ

ラストはA5版の同人誌の裏表紙に使われていますが、その全体ではなく、次頁右の図のとおり写真対応部分は下部中央に小さく描かれているものです。

判決は、「両者が共通するのは、右手にコーヒーカップを持って口元付近に保持している被写体の男性の、右手及びコーヒーカップを含む頭部から胸部までの輪郭の部分のみ」としたうえ、相違点としては

- ①イラストはわずか2.6cm四方にすぎず、写真における被写体と光線の関係は表現されておらず、写真にない薄い白い線が人物の顔面に加入されている、
- ②イラストは白黒であって写真における色彩の配合は表現されていない、
- ③イラストの背景が無地の白ないし灰色で、写真における被写体と背景のコントラストは表現されていない、
- ④イラストは髪も全体が黒く塗られ、写真における髪の毛の流れや光の当たり具合は再現されておらず、イラストには薄い白い線が加入されているため写真における被写体の鼻や口は再現されておらず、イラストでは写真のシャツの柄も異なっていること

等を指摘しました。そして「これらの事実を踏まえると、本件イラストは、本件写真素材の総合的表現全体における表現上の本質的特徴（被写体と光線の関係、色彩の配合、被写体と背景のコントラスト等）を備えているとはいえず、本件イラストは、本件写真素材の表現上の本質的な特徴を直接感得させるものとはいえない。」として翻案権の侵害を否定しました。

以上2つの判決から見ると、写真に依拠したイラスト等を制作するときは、かなり思い切ったデフォルメを加えて輪郭だけが残るような工夫をして、写真の本質的な特徴を感得できないようなものにすれば翻案権をしないといえそうですが、著作権侵害の危険を避けるには自由に利用できるフリー素材を利用することの方が賢明といえましょう。



本件写真素材



本件イラスト（下部中央）

新型コロナウイルスによる結婚式等のキャンセル料

弁護士 鈴木 亮 平

- 1 現在世界中で新型コロナウイルスの感染が拡大しています。日本においても緊急事態宣言が全国に出されたことで外出の自粛などが要請され、社会全体でいわゆる「3密」を避ける生活を余儀なくされている状況です。このような状況下、3密を回避するため結婚式を予定どおり開催するかどうか悩んだ方は大勢いるのではないかと思います。また、悩んだ末に結婚式をキャンセルした方の中には結婚式やそれに伴う旅行などのキャンセル料等が発生し、それらの支払いをどうするかという問題に直面している方も多いのではないかと思います。
- 2 実は、私自身4月中旬にハワイでの挙式を予定していたので、新型コロナウイルスの問題が生じ始めた当初は予定どおり結婚式をするかどうか悩みました。ただ感染するリスクのある状況ではハワイまで家族や友人を招待できないので挙式をキャンセルすることにしました。そして、挙式のキャンセルに伴い、私の場合は大きく3つの契約（①結婚式場契約、②ハワイへの航空運送契約（JAL）、③宿泊契約）をしていたので、これらの契約に関してキャンセル料（あるいは支払済み代金の返金）の有無について考えざるをえないことになりました。
- 3 キャンセル料や代金返金の有無は、契約書や約款の規定（契約書や約款に規定がない場合には民法などの法律）に従って処理されます。そして、新型コロナウイルスの影響という全く予想していなかった事態の場合でも基本的には同様に処理されます。そして、キャンセル等の結果について、私の場合は次のとおりとなりました。
 - (1) まず、結婚式場契約の約款規定では、キャンセル料が発生するのは「挙式日の前日から起算して30日目から16日目にあたる日」からとなっており、この場合のキャンセル料は「挙式プランの20%」と記載されていました（挙式日に近づくにつれてキャンセル料が高くなっていきます）。すなわち、挙式日の前日から起算して31日目まではキャンセル料は発生しません。そして、幸いにも、新型コロナウイルスが拡大し始めたのは挙式日より1ヶ月以上前だったので、私は事業者側に連絡し、念のためキャンセル料が発生しない日の最終日を確認しその日までにキャンセルしました。

もともと、民法では、契約当事者のいずれにも責任のない「不可抗力」の場合にはお互いに債務の履行義務を負いません。そのため、今回は仮にキャンセル料が発生する期間にキャンセルをしたとしても、4月30日までのハワイへの航空便が運休となり、そもそも渡航できない状況だったので、「不可抗力」によるキャンセルとして、キャンセル料の支払義務は発生しなかったのではないかと思います。
 - (2) 次に、航空運送契約については、運賃を既に支払っていたため支払済みの運賃を返金してもらえるのかどうか問題となります。

JALの国際線については「国際運送約款」という約款が用意されています。そして、同

約款には「払戻」の規定があり、会社が航空便を取り消した場合において旅行が全く行われていない場合には、支払済の運賃額を払い戻す旨の記載があります。

JALでは、新型コロナウイルスの影響により2020年3月20日から4月30日まで、ハワイへの航空便を全て運休としたので、今回は「会社が航空便を取り消した場合」に該当し、支払済みの運賃を全額返金してもらえました。

(3) 最後に、宿泊契約について、私の場合はこれが一番の問題でした。というのは、宿泊予約をする際宿泊代金が安くなる代わりに「いかなる事情があろうともキャンセル不可」というオプションで契約し、この契約内容で宿泊代金の全額を既に支払っていたからです。

「いかなる事情があろうともキャンセル不可」という契約内容を文言どおりに解釈すれば、新型コロナウイルスの影響によるキャンセルの場合にも支払済みの宿泊代金は1円も返金されないこととなります。

しかし、ただでさえハワイに行けなくなったことで深い悲しみに暮れていたのに宿泊代金も一切返金されないとすると、より一層悲しくなりその後しばらくの間立ち直れる気がしなかったので、返金を求める方法を考えました。

日本の民法では、先ほど述べたように、契約当事者のいずれにも責任のない「不可抗力」の場合であれば互いに義務は発生しません。そこで、今回の宿泊契約についても「不可抗力」によるキャンセルであることを理由に返金を求められないかと考えました（ハワイ州法の規定は正確には分かりませんが、アメリカの契約法には不可抗力の場合の義務履行の減免規定があるので「不可抗力」という理由はハワイでも通用するだろうと考えていました。）。もっとも、「不可抗力」といえるかどうかはハワイに渡航したくてもできないという状況（例えば、ハワイへの航空便がないとか日本からの入国を拒否しているといった状況）といえるかどうかが問題となり得ます。そのため、ホテルへキャンセルの連絡をする時期によっては自己都合でのキャンセルと判断されかねません。そこで、私はハワイへの入国ができなくなるなどの状況になることを待つことにしました（私が挙式のキャンセルを決断した頃、ちょうどトランプ大統領が日本からアメリカへの入国拒否を検討しているとの報道がされていたため入国拒否は時間の問題だと思っていました。）。

そして、その後JALが4月30日までのハワイへの航空便を全て運休とし、またハワイ州知事からハワイ州への訪問を今後30日間控えて欲しいとの要請が発表されました。これらを受けて、私はホテルへ電話し（相手方はもちろん英語での対応でしたが、私が日本語で話し続けていたら日本語を話せるスタッフに代わってくれました。）、ハワイへ行きたくても行けないので代金を返金してもらえないかと相談したところ、ホテル側は代金の返金に快く応じてくれました。

3 私の場合は、事業者側の柔軟な対応により穏便に問題を解決することができたので運が良かったのかもしれません。ただ、新型コロナウイルスの感染拡大という事態は誰もが全く想定していなかった前代未聞の事態であるため、契約書や約款等によって形式的に処理するのではなく当事者同士が話し合い、柔軟に解決するのが望ましいのではないかと考えています。

三密と弁護士の業務について

弁護士 谷 口 優

1 はじめに

三密が人の行動規準として現在非常に重要であると叫ばれています。三密とは、密閉、密接、密集を言うと言われています。これはコロナウイルスに感染しないために求められる行動規準です。三定義が弁護士の業務にどう影響するか考えてみました。

弁護士の業務は法的な紛争を、法的に解決するための独占的専門的業務権限を有するものです。したがって事実行為つまり暴行などの不法な行為に対して有形力を行使して解決するものではありません。そのような解決は警察が行うことです。

(1) 相談業務について

法的紛争に巻き込まれた者（以下「依頼者」という）に対して、どのような対応を弁護士は取るのか、それは依頼者と面談して、法的紛争の渦中にいるのかを、聞き取ることが必要となります。この場面は、前記の3要件の「密接」に該当します。プライバシーや秘密保護の観点から話が漏れない部屋で対応することになりますので、「密閉」に該当します

(2) 裁判手続き業務について

依頼者から委任を受けた裁判手続を行う場合を考えてみます。裁判所では、法廷、調停室で依頼者のために業務を行います。あるいは書記官執務室に赴き、書類を提出するなどの業務を行います。法廷などの上記場所は、密閉空間であり人と密接する空間であり、法廷では傍聴人がいる場合には密集空間となります。書記官室にも相当な人数が執務しています。ここも密集空間です。

(3) 講演活動あるいは弁護士会での委員会活動について

一定の広さの会場でテーマに付き講演活動をする場合、会場に多数の人が参加した場合、密集となり声が外に漏れないようにすれば密閉空間となる。

弁護士は、人権の擁護や社会正義の実現のために、それを実行的に行うため弁護士会の委員会に所属し、その活動として委員会を開催し意見を出し合います。この活動は密接、密集、密閉に該当します。

2 三密を避ける

上記の場面が弁護士の典型的な業務活動場面です。三密を避け活動することできる方法があります。(1) 相談業務で密接を避ける方法としては、電話による相談・メールによる連絡等（以下「遠隔相談」という）が考えられます。(2) 裁判業務であれば電話による会議制度、遠隔地でもオンラインを利用した尋問手続きなどが認められます。(3) 委員会活動についてもSNS等を利用した意見交換も可能である。

上記代替手段を利用することが業務活動といえるのでしょうか？弁護士執務規程では、通信手段を解する事件の依頼は認められていません。面談の上で委任を受けなければなりません。

ん。したがって(1)の相談業務で依頼を受ける場合には面談は欠かせないものとなります。相談業務では電話、メールなどの手段で十分代替できるのでしょうか？弁護士が要望している内容が相談者に伝わるのか、相談者の回答が書き言葉で弁護士の要望していることと合致しているのか？書き言葉では困難な面があります。相談者の顔色も感じられません。画像通信手段ならそれが解消するかもしれませんが、コストの問題も絡み現状は困難です。

(2) 裁判業務ではネット通信(メールなど)を利用した書面のやり取りができるように試験がなされています。遠距離の場合は今でも画像通信による尋問も認められていますが、それを近距離の場合も行うものです。それが面と向かっての尋問と同程度のものと言えるのかということが検討されています。遠隔操作による手術が医療領域で行われていますが、それは一般化までには至っていません。このような例外的な場合を除けば直接診断することの重要性は欠かせないのではないのでしょうか？裁判手続き面においても弁護士が直接相手と接することは抜きにできないと思われま

(3) 講演活動等では、どうでしょうか？多くの聴衆に話を聞いてもらうというのであれば、画像通信を利用する講演でも良いと言えるのではないかと思います。委員会でも他の弁護士の意見を聞くのも画像通信で代替できると思います。

3 おわりに

以上検討してきましたが、私としては弁護士の業務活動には対面して話を聞くことが大変重要であると考えています。それを基本として弁護士としての業務活動をしたいと思



いちのみやタワーパークマラソン

弁護士 渡邊 真也

私は学生時代一貫して運動部に所属していましたが、ここ数年は全くの運動不足のため私の体重は中国の経済成長率にはわずかに及ばないものの、ここ10年ほど毎年安定して増加傾向を示しています。そんな私ですが、昨年秋頃、友人らとの酒席においてフルマラソンを毎年複数回完走しているランナーからマラソン大会参加のお誘いを頂き、酔った勢いで参加することになってしまいました。

私が参加したのは今年1月13日に開催されたいちのみやタワーパークマラソンで、138タワー周辺を10km走るコースにエントリーしました。学生時代であれば10kmなど朝練レベルの距離でしたので、主観的体力と精神年齢だけは学生時代のままの私は正月休みに練習すれば問題ないだろうと安易に考えていました。しかしながら、明日から走ろうと日々思い続けているうちに年は明け、しかも正月休みは連日お酒に溺れてしまい、1月3日の初売りでウェア

とシューズを買っただけで、遂には1メートルも走ることなく当日を迎えてしまいました。

当日はまだ日が昇らない早朝に起床し、寒いうえ真っ暗な外を見て一瞬二度寝してしまおうかと考えましたが、友人らがいる手前サボる訳にもいかず、弱い心を何とか封じ込めて会場までたどり着きました。

昨年11月のエントリー当初は当日までに身体を絞りバリバリ走ることを考えていましたが、当日までの間に冷静に現実を直視することができ、とにかく無事に完走することを目標に設定し直しました。私の作戦は前半5kmを早歩きでできる限り体力を温存し、後半5kmを無事にゴールまで到達できるだけの体力を残しておくというものでした。

10kmマラソンとはいえ、当日は自己記録更新を狙うランナー達が真剣な様子で入念にウォーミングアップをしていましたが、私はウォーミングアップで体力を消耗してしまうことを懸念し、極力動かずに体力の温存に努めました。周囲のあまりの熱意に狼狽えて参加したことを今更ながら後悔しつつ、無事に完走できるか内心ドキドキしていましたが、上下スウェットのウェアで腕を組みながら何かを考える風にじっとしているアラフォー中年男は、周囲からは学生を引率して大会に参加しているベテラン陸上部の監督に見えただろうと思います。

スタートはもちろん最後尾です。ベテラン陸上部監督風の中年男は見た目だけ堂々とした足取りで最後尾に陣取りました。最後尾付近は順位を気にしない仮装ランナーが多数おり、ドラえもんに扮したランナーの横にベテラン陸上部監督風の男は立っていました。

いよいよスタートしたところ、最後尾にもかかわらず周囲は想定していた以上のスピードで走って行くため、つられて私も思いもよらぬスピードで走ることになってしまいました。

スタート直後から思わぬ体力の消費にかなり狼狽しましたが、次第に学生時代の負けず嫌いな気持ちがムクムクと湧いてきて、前方を走っている人を見るとどうしても追い抜きたい衝動に駆られるようになってきました。特に中間の5km地点で思いのほか体力が余っていたため、後半はかなりペースを上げ、一緒に最後尾を走る予定だった友人を置き去りにして少しずつ前へ前へと進んでいきました。とはいえ、主観的には大迫傑のイメージですが所詮は運動不足のアラフォーですので、客観的には走る速度はたいしたことはなく、いったんは引き離れたはずのドラえもんランナーに途中ものすごい勢いで追い抜かれてしまいました。

最後の2kmは非常に長く感じましたが、10kmをネットタイム1時間5分18秒の好記録？で無事に完走することができました。

私を誘った友人からは次はハーフだねと言われ、完走した高揚感から早くも次回参加を表明してしまいましたが、日が経つにつれて走る意欲は減退し、マラソン大会以降ベテラン陸上部監督風の中年男が走る予定は今のところありません。それでも秋頃になればランナーの友人からお誘いが来ることは目に見えていますので、今のうちからイメージトレーニングだけでも積んでおきたいと思います。

このように、一向に真面目に走る姿勢が認められない私ですが、いずれは奄美大島のトレイルランに参加することを密かな目標にしています。トレイルランは高所を走ることもあるため、高所恐怖症の私にはおそらく無理だろうとは思いますが…。

入所のご挨拶

弁護士 間 瀬 大 輝

1 略歴

令和2年3月1日付でしるべ総合法律事務所に入所しました間瀬大輝と申します。名古屋生まれ名古屋育ちで名古屋市立菊里高校卒業後、神戸大学、神戸大学法科大学院と進学し、学生時代を神戸で過ごしました。平成28年度の司法試験に合格し、名古屋での1年間の司法修習を経て、修習後の平成30年1月から2年間東京の法律事務所で勤務していましたが、この度縁あって地元名古屋での弁護士生活を始めさせていただくことになりました。

2 弁護士業務

前の事務所は、私を含めて弁護士数3人の小さな事務所でした。私は、不動産・建築・運送・ゲーム制作会社等の顧問先企業の契約書やリーガルチェックなどの企業法務を中心に、離婚・相続・隣人トラブル・債務整理・損害賠償請求などの訴訟・刑事事件等の個人法務に従事していました。

今後は、交通事故、家事事件など弁護士としての基本業務だけでなく、興味・関心のある特許・商標・景品表示法等の分野など、専門性を身に付けて、頼りがいのある弁護士になっていきたいと考えています。

3 趣味

私は高校時代にワンダーフォーゲル部、大学時代は山岳部に所属し、縦走、沢登り、ロッククライミング、雪山など季節を問わず山に行っていました。神戸には身近に六甲山がありましたので、大学時代は数えきれないほど六甲山に登り、体力作りとロッククライミングのトレーニングに励んでいました。名古屋に住んでいると、家から徒歩2、30分で登山口、というわけにはいきませんが、近いところでは三重の鈴鹿山脈などもあります。また、夏になれば北アルプスの槍・穂高連峰や立山連峰なども行けたらと考えており、登山は今後も続けていきたい趣味になっています。

4 抱負

弁護士の仕事は、人の話、書類等様々なものから事実を確認し、法的問題のあてはめを行うものであり、それだけであればよく勉強させたAIでもできる仕事のようにも思えます。しかし、それでも弁護士という「人」が生身で弁護士業務を行うことは必要だと思います。弁護士の仕事には、会社の未来、個人の人生を預かる側面があるからです。私は、会社でも、個人でも、その方々のこれまでの生き方を踏まえた上で、その方々の立場に立って、その人となりを理解した上で、責任感をもっていきたいと考えています。

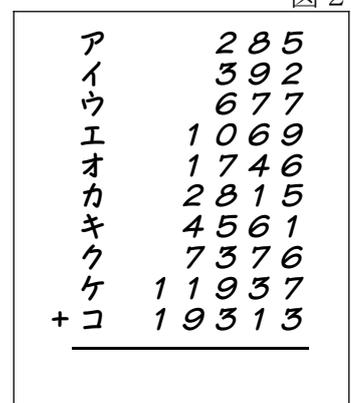
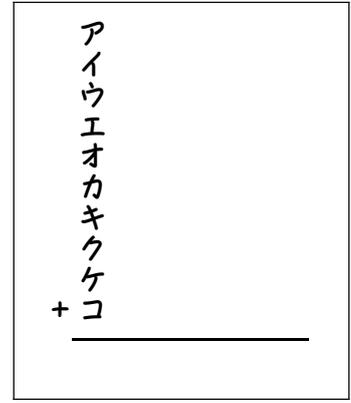
若輩者ではありますが、弁護士としてまた一個人として地元に貢献し、皆様のお力添えになれるよう全力で業務に励んでいきますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

易しいマジックアラカルト14

超高速の足し算

弁護士・弁理士 相羽 洋一
(名古屋アマチュア・マジシャンズ・クラブ会長)

- ①【準備】メモ用紙数枚、ボールペンなど2本、電卓1台を用意して下さい。 図1
- ②メモ用紙に、図1のようにア～コとコの左に+とコの行の下に横線を書いて下さい。横線の下には1行分の空白を空けて下さい。
- ③客に、図2の1行目のように、アの右に数字3個分くらいの間を開けて、何か3桁か4桁の数を書いてもらいます。
- ④続けて、イの右にも、アと同様に3桁か4桁の別の数を書いてもらいます。
- ⑤電卓を渡して、アに書いた数とイに書いた数を足してもらい、その数をウの右に書いてもらいます。
- ⑥次に、書かれている数のうち下2つの数(最も下のウの数とすぐ上のイの数)を足した数をエの右に書いてもらいます。 図2
- ⑦以下、図2のように、順次下の2行の数を足した数をその下の行に、コの行に書き込むまで続けてもらいます。
- ⑧最後に、アからコまでに書かれた10個の数を全部足してもらって、その数を横線の下に書いてもらいます。
- ⑨演者は、その間に別のメモ用紙に「ある数字」を書き込んで、その数が客に見えないようにテーブルに置いて下さい。
- ⑩客が合計の数を横線の下に書き込んだのを確認して、テーブルに置いたメモ用紙に書き込んだ数を見せると、一致しています。
見事に超高速の足し算をすることができました。
- ⑪【秘密】演者がメモ用紙に書き込む数は「キの行の数」を11倍した数です。図2の例で言えば、4561を10倍した45610に元の数4561を加えればよいので「50171」ということになります。暗算でできるでしょう。
- ⑫【解説】単純な計算方法のトリックです。アの数をa、イの数をbとすると、アからコまでのそれぞれの数は次のようにaとbで表せます。



ア	a	そこで、これら10個の数の合計を計算してみると、
イ	b	「55a + 88b」になります。
ウ	a + b	これは、「キ」の数「5a + 8b」のちょうど11倍
エ	a + 2b	になっているのです。ですから「キ」の数を11倍すればア～コの10個の数の合計と一致するわけです。
オ	2a + 3b	(注意 「キ」の数を見て11倍すれば合計数になりますが、「キ」の数を見てすぐ計算を始めると「何かを何倍かしている」と思われてしまうので全部書き終わってから計算して下さい。いかにも超高速に足し算をしたと見せるところがこのマジックの要点です。)
カ	3a + 5b	
キ	5a + 8b	
ク	8a + 13b	
ケ	13a + 21b	
コ	21a + 34b	